

みやぎ税務会計事務所通信

≪ 2024 年 3 月 ≫



税務の話題

「令和6年度 税制改正大綱」が発表されました③

2024 年 1 月号より、令和 5 年 12 月 14 日に発表された「令和 6 年度 税制改正大綱」の内容をご案内してまいりました。

発表された大綱は 121 ページもあるため、皆さまに近い話題を優先しましたが、取り上げた内容はほんの一部…。ご案内しきれていなかった内容を引き続き取り上げます。既にご加入されている方も多い「倒産防止共済」のお話です。



今月は裏面も「税務の話題」！電子帳簿保存法「電子取引」の宥恕規定がなくなっていますが、ぜひ、いろいろなサービスを利用しながら、対応を進めていただきたいと思います！

- 第二 令和 6 年度税制改正の具体的内容
- 三 法人課税 5 その他の租税特別措置等 (国税) [廃止・縮減等]
- (13) 中小企業倒産防止共済事業に係る措置

(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後 2 年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、令和 6 年 10 月 1 日以後の共済契約の解除について適用する。

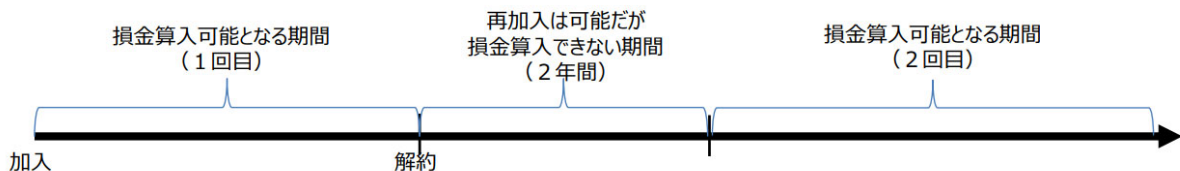
右が大綱に記載された文章です。
要約すると…

解約日からの 2 年間に再契約しても
損金（必要経費）にできない！

ということが言われています。

「法人課税」の部分で発表された内容ですが、「所得税についても同様」と言われているので、個人事業の方も対象です。

(参考：改正イメージ)



中小企業庁「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について」（令和 6 年 1 月）より抜粋

この取り扱いは、令和 6 年 10 月以降の解約について適用される見込みです。

「それでは、9 月までに解約の検討が必要！？」と思われる方もいらっしゃると思いますが、掛金納付月数が 40 ヶ月未満の場合、任意解約だと「掛金総額 = 解約手当金」となりません。既に参加されている方は、ご自身の掛金状況等をきちんとご確認の上、ご検討ください。

